

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件新旧対照表

○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）（抄）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;">ヨ一ニン</p> <p>動生剤基準のヨ一ニンの 3.4.4 に規定するところにより、試験を行うものとする。</p>	<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;">ヨ一ニン</p> <p>動生剤基準のヨ一ニンの<u>3.4.2、3.4.3</u> 及び3.4.4 に規定するところにより、<u>これらに規定する試験</u>を行うものとする。</p>